

平成20年(行ツ)第387号

平成20年(行ヒ)第448号

決 定

新潟市中央区竜が島1丁目4番2号

上告人兼申立人 有限会社祖国往来記念館管理会

同代表者代表取締役 李 主 炫

同 所

上告人兼申立人 在日本朝鮮人総聯合会新潟県

本部

同代表者委員長 李 主 炫

上記兩名訴訟代理人弁護士

床 井 茂

稲 葉 不 二 男

古 川 健 三

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

被告兼相手方 新潟市長 篠 田 昭

上記当事者間の東京高等裁判所平成19年(行コ)第213号固定資産税等減免不許可処分取消請求事件について、同裁判所が平成20年9月18日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

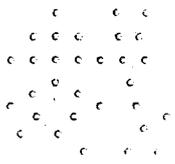
平成21年7月2日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻 井 龍 子

裁判官 甲 斐 中 辰 夫

裁判官 涌 井 紀 夫



裁判官 宮 川 光 治

裁判官 金 築 誠 志

これは正本である。

平成 2 1 年 7 月 2 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 今 福 正

